

# 「(仮称) 子どもを守る条例」制定の基本的な考え方について

## 1. 条例制定の背景について

子どもの貧困、いじめ、虐待、ひきこもり、不登校など、さまざまな子どもの課題が深刻化しており、全国的にも、子どもの生命や心身の発達に重大な影響を及ぼす事案が多数報告されている。さらには、少子化や核家族化、家庭と地域とのつながりの希薄化など、子どもや家庭を取り巻く環境が大きく変化している中で、より一層、行政、保護者、地域、関係機関など、さまざまな主体が連携し、社会全体で子どもの成長を支えていくことが強く求められている。



子どもの人権を尊重することを基本に、社会全体で子どもの成長を支えることにより、すべての子どもが健やかに育つ社会の実現に資するための条例を制定するとともに、広く市民に発信・周知を行う。

(参考)

### 【所信表明(令和元年9月)】抜粋

子どもの貧困、いじめ、虐待、ひきこもり、不登校など、子どもをめぐる問題が深刻さを増すなか、全ての子どもが一人の人間として尊重され、その権利が保障される地域社会が構築されるよう「(仮称)子どもを守る条例」を制定し、子どもを守る仕組みづくりを進めます。

### 【市制運営方針(令和2年2月)】抜粋

貧困、いじめ、児童虐待、ひきこもり、不登校など、子どもたちが直面しているさまざまな困難課題について、関係機関との適切な連携のもと、行政各分野が持つ「子どもの情報」の共有化をさらに推し進めるとともに、地域資源を基盤にさまざまな施策を横断的かつ重層的に活用し、未然防止や早期発見・早期対応に取り組みます。また、子どもたちを虐待などから守り、全ての子どもが一人の人間として尊重され、夢と希望をもって成長していけるよう「(仮称)子どもを守る条例」を制定し、子ども自身の主体性を育むとともに、行政、保護者、地域、関係機関など社会全体で子どもたちの成長を支える環境づくりを進めます。

### 【第2期枚方市子ども・子育て支援事業計画】抜粋

(推進方向1-(1)① 子どもの権利の啓発・普及)

子どもたちは社会の一員として、一人ひとりが大切にされて生きる権利を持ってこの世に誕生します。子どもの視点に立ち、子どもの生存と発達が保障されるよう、「児童の権利に関する条約」を踏まえ、生まれ育った環境に左右されることのないよう、子どもを一人の人間として尊重し、子どもが持つ権利や自由が最大限尊重されなければなりません。

(略)

また、児童虐待やいじめなどは、子どもへの重大な権利侵害であり、その心身の健やかな成長を阻害する深刻な問題です。子どもの生命や心身の発達に重大な影響を及ぼす事案から地域全体で子どもを守るための条例制定に取り組みます。

## 2. 条例制定の基本的な考え方について

①子どもの人権を尊重することを基本に、行政、保護者、地域、関係機関などの役割を明らかにするとともに、さまざまな主体が連携して、社会全体で子どもの成長を支えることの必要性を発信していく。

②子ども一人ひとりが、周りの大人たちに支えられて育つことの必要性を示すとともに、「自分を大切にする、周りの人に思いやりの心を持つ」など、子ども自身の主体性を育むことも大切にすることを内容とする。

③条例においては、取り組みの方向性と市の現状に応じた子どもを守る仕組みづくりについて示し、市の子どもに関する各計画などに基づき、実効性のある支援策を総合的に推進していく。

④子どもの生命を守るため、支援を要する子ども等に関する情報については、市の関係機関を横断して共有、活用し、適切な支援につなげていく。また、子どもやその家族の情報を共有、活用することについて、その必要性を示し、市民の理解・協力を求める内容とする。

⑤社会総がかりで子どもを見守り、適切かつ的確に支援が行える体制の整備が不可欠であり、地域・事業者などと一体となって子どもの育ちを見守る地域づくりを進める。

⑥条例制定にあたっては、「枚方市社会福祉審議会 子ども・子育て専門分科会」へ諮問するとともに、子どもや地域の大人の意見などを十分に聴きながら、内容の検討に取り組んでいく。

(参考)

【枚方市社会福祉審議会 子ども・子育て専門分科会】

- ・担当事務：子ども・子育て支援法第77条の規定によりその権限に属させられた事項についての調査審議
- ・委員：参考資料1のとおり

【子ども・子育て支援法第77条】

- ・特定教育・保育施設の利用定員に関する事項について調査審議すること。
- ・特定地域型保育事業の利用定員に関する事項について調査審議すること。
- ・市町村子ども・子育て支援事業計画の策定に関する事項について調査審議すること。
- ・子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

### 3. 条例の構成（案）について

#### 構成（案）

- 前文
- 条例制定の目的
- 定義
- 基本理念
  
- 各主体の役割（保護者、行政、地域、関係機関など）

##### 基本的な考え方①

子どもの人権を尊重することを基本に、行政、保護者、地域、関係機関などの役割を明らかにするとともに、さまざまな主体が連携して、社会全体で子どもの成長を支えることの必要性を発信していく。

- 子どもの主体性

##### 基本的な考え方②

子ども一人ひとりが、周りの大人たちに支えられて育つことの必要性を示すとともに、「自分を大切にす、周りの人に思いやりの心を持つ」など、子ども自身の主体性を育むことも大切にす内容とする。

- 子どもに関する施策の推進

##### 基本的な考え方③

条例においては、取り組みの方向性と市の現状に応じた子どもを守る仕組みづくりについて示し、市の子どもに関する各計画などに基づき、実効性のある支援策を総合的に推進していく。

- 体制の整備

##### 基本的な考え方④

子どもの生命を守るため、支援を要する子ども等に関する情報については、市の関係機関を横断して共有、活用し、適切な支援につなげていく。また、子どもやその家族の情報を共有、活用することについて、その必要性を示し、市民の理解・協力を求める内容とする。

##### 基本的な考え方⑤

社会総がかりで子どもを見守り、適切かつ確に支援が行える体制の整備が不可欠であり、地域・事業者などと一体となって子どもの育ちを見守る地域づくりを進める。

など